

大和市告示第200号

大和市認定保育施設事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年11月4日

大和市長 大 木 哲

大和市認定保育施設事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設事業実施要綱（平成20年大和市告示第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1施設長の項中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を、「看護師」の次に「、准看護師」を加え、同表職員配置等の項中「看護師」の次に「、准看護師」を加える。

別表第2施設長の項及び職員配置等の項中「看護師」の次に「、准看護師」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。